

精華町議会 政治倫理審査会 について

【平成 27 年 12 月 24 日】

○ 背景

精華町議会基本条例、第 21 条で「議員の政治倫理」を規定し、同条第 3 項の定めにより「精華町議会議員の政治倫理に関する条例（以下「倫理条例」という。）」を設置している。

倫理条例では、「議員が、町民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、町民の代表としてその人格と倫理の向上に努め、誠実かつ公正に職務を行うこと。」を目的として、議員の責務や政治倫理基準、並びに、政治倫理審議会設置などを規定している。

○ 目的

前記規定事項に関し、町民よりの疑義等が生じた場合、『政治倫理審査会（以下「審査会」という。）』において、「政治倫理に関する審査、調査等を行う」ことを目的として、設置するものである。

○ 委員の選定と任期

倫理条例第 6 条第 2 項で審査会の委員は、優れた見識を有する者から 5 名を選任することとしている。

□ 委員の選定においては、

- ① 弁 護 士 … 法的な知識と裏付けのため 【 1 名 】
- ② 行 政 書 士 … 公文書等の知識と裏付けのため 【 1 名 】
- ③ 公 平 委 員 … 公平な立場での判断のため 【 2 名 】
- ④ 人権擁護委員 … 人権侵害等の知識と裏付けのため 【 1 名 】

□ 任期

委嘱日より 2 年間

○ 報酬及び費用弁償

報酬及び費用弁償は、次のとおりとする。

| | | |
|----------|-----|----------------------|
| 〈 報 酬 〉 | 委員長 | 日額 9, 000 円 |
| | 委員 | 日額 8, 000 円 |
| 〈 費用弁償 〉 | 交通費 | 実費支給（支給基準あり）※ 検討・整備中 |